

下請負人の育成等について

平素は、本市公共工事の施行について格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現下の経済情勢並びに公共工事の重要性に鑑み、次の事項に留意し、地元中小業者の育成方ご協力をお願いします。

記

1 下請負人の選定について

- (1) 下請施工を必要とするものについては、できる限り地元の下請負人を選定するよう配慮してください。
- (2) 施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入又はリースについても、できる限り地元企業を使用するよう配慮してください。

2 下請契約の締結等

- (1) 下請契約の当事者は、各々対等の立場の合意に基づき書面により適正に契約を締結するとともに、下請代金の決定・前払金を含む下請代金の支払等は、建設業法の下請負人保護に関する諸規定の趣旨にのっとり、適正に行ってください。
特に、特定建設業者にあつては、建設業法の規定に基づき、下請負人への適正な指導及び保護に十分配慮してください。
- (2) 消費税、地方消費税は、取引の各段階に課されるものであるため、下請負契約、資材購入等において、自己の取引上の地位を不当利用することなく、消費税、地方消費税分を適正に上乗せした契約を締結してください。
免税事業者である下請負業者等にあつてもその仕入れに消費税、地方消費税分を上乗せされていることに留意してください。
- (3) 前払金の支払
 - ア 下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切に配慮してください。
 - イ 中間前払金制度は、部分払と比較し事務手続きが簡略化されており、有利子負債の低減による金利負担の軽減など経営体質強化への貢献が期待でき、下請負人や資材業者の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的に活用してください。
- (4) 建設工事に従事する労働者の雇用については、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等労働関係諸法令を遵守し、労働条件の改善及び労働災害の防止に努めてください。
- (5) 建設工事に従事する労働者の福祉向上のため、建設業退職金共済制度の活用について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

(平成 26 年 7 月作成)